

答申第 255 号

情公第 1111 号  
令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会  
会 長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 7 月 4 日付けで諮問された精神障害者保健福祉手帳に係る文書一部  
不開示の件（諮問第 271 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年2月6日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和7年2月6日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる情報について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年2月26日付けで保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年3月4日付けで、本件処分のうち、「特定日付け精神障害者保健福祉手帳交付等申請（届出）書内センター受付印欄横の空欄にある手帳判定に係る記載」部分（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

（省略）

## 4 実施機関（担当：健康医療局精神保健福祉センター）の説明要旨

本件不開示情報を不開示とした理由は次のとおりである。

本件不開示情報は、提出された診断書の内容を元に記載された箇所であり、精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定の参考になる箇所である。

当該箇所の記載内容の元になっている診断書の記載は、医師の裁量により大きく記載内容を変えることができる箇所である。そのため、当該箇所を患者に開示した場合、その内容が診断書を記載する医師に伝わった結果、当該箇所の意図をくみ取った医師が、患者が希望する障害等級に判定されるよう

に記載を操作する可能性がある。

このように、開示することにより等級判定における中立性が損なわれることが懸念されるため、問合せを受けた場合は慣例として当該箇所を開示していない。

このため、本件についても一部不開示の決定を行ったものである。

## 5 審査会の判断理由

- (1) 実施機関は、本件不開示情報は精神障害者保健福祉手帳の等級判定に係る記載であり、開示することにより判定の公平性が損なわれるおそれがあるとして、法第78条第1項第6号を理由に不開示としている。

そこで当審査会が確認したところ、本件不開示情報には、医師による診断書の診断内容を元に実施機関職員が記載した、障害等級判定の参考になる情報が記録されていることが認められる。

そのため、本件不開示情報を開示した場合、診断書内のいかなる情報が障害等級判定の参考情報として用いられているかを推認できる可能性が否定できないことから、診断書を作成する医師の診断に影響を与え、結果として、実施機関職員の行う障害等級判定の意思決定の中立性に不当に影響を与えるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報を開示することにより障害等級判定の公平性が損なわれるおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が法第78条第1項第6号に規定する不開示情報に該当することを理由に本件処分を行ったことは妥当である。

- (2) 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

開示請求に係る保有個人情報の内容
私が特定年月日、特定市に受理され、貴殿に対しての、精神障害者保健福祉手帳交付等申請について、神奈川県精神保健福祉センター手帳等判定会における審査の経過及び結果、その他関連資料一式の文書等。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年7月4日 (収受)	○ 諮問
令和8年1月20日 (第363回審査会)	○ 審議
令和8年2月25日 (第364回審査会)	○ 審議
令和8年4月20日 (第366回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤 亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井 恵里可	文教大学教授	
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 嶋 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年4月24日現在）（五十音順）